

上尾市訓令第 13 号

本 庁
出先機関

上尾市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 11 月 22 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市公印規程の一部を改正する訓令

上尾市公印規程（昭和 38 年上尾市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表庁印の表使用区分の欄中「国民健康保険被保険者証確認用」を「国民健康保険資格確認書確認用」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する